

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	05	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	帰還困難区域等における贈与税納税猶予等の適用農地等を買換えた場合に納税猶予を継続する特例措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p>・ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から7年が経過し、現在も帰還困難区域を抱える双葉町、大熊町、浪江町、南相馬市、富岡町、葛尾村及び飯館村の7市町村は、周辺の市町村よりも復旧・復興事業の進捗が大幅に遅れている。</p> <p>・ このような中、双葉町他5町村では、帰還困難区域のうち5年を目途に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域（特定復興再生拠点区域）を定め、同区域内における土地利用計画等を策定し、復旧・復興事業に段階的に取り組んでいる。加えて、復興拠点等の整備等を着実に進め、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示の解除を目指すこととしている。</p> <p>・ しかしながら、復興拠点等の整備等に当たっては、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等（以下「特例適用農地等」という。）が事業用地として、県、市町村、民間事業者等へ売却せざる得ない事態が想定されている。具体的には、復興計画等において、県がアーカイブ拠点施設及び復興祈念公園等の整備を、町が産業交流センター及び災害公営住宅等の整備を予定している。また、この他民間事業者による再エネ発電拠点施設の整備等が予定されている。（将来的には中間貯蔵施設用地内にあった運動公園等の公共施設の移転構想もある。）</p> <p>このように、復興拠点等の整備等の進展に伴い、特例適用農地等がその事業用地として買収されることも予想されるが、避難指示が続く中で、代替農地の確保の見通しは立っておらず、特例適用農地等の譲渡から1年以内に代替農地を取得することは現実的に不可能であり、復興拠点等の整備等を進めていく上でも支障となっている。</p> <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特例適用農地等については、贈与税の納税猶予の期限前に譲渡した場合は、その時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予を受けている贈与税等の額の全部又は一部を納付しなければならない。 ただし、特例適用農地等を譲渡した場合であっても、譲渡の日から1年以内に、その対価の額の全部又は一部をもって代替農地を取得する見込みであることについて所轄税務署長の承認を受けたときには、その譲渡はなかったものとみなし、納税猶予は継続することとなっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 帰還困難区域等を抱える市町村において、当分の間は、代替農地の取得は困難であることから、納税猶予適用者が帰還困難区域等において特例適用農地等を譲渡した場合には、当該特例適用農地等の譲渡のあった市町村全域の避難指示が解除されてから5年以内に代替農地を取得することで納税猶予は継続するものとする。</p>	
関係条文	地方税法附則第12条、租税特別措置法第70条の4第15項	
減収見込額	<p>[初年度]       —       (   —   )       [平年度]       —       (   —   )</p> <p>[改正増減収額]       —       (   —   )       (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成 28 年 8 月 31 日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）」において、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況を踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとされた。</li> <li>・関係市町村では「特定復興再生拠点区域」を設定し、当該区域の復興・再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した復興計画等に基づき、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌の除染等の措置を一体的・集中的に整備を行うことで、円滑かつ確実な帰還環境の整備の実現に取り組んでいる。</li> <li>・しかしながら、復興拠点等の整備等に当たっては、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地等（以下「特例適用農地等」という。）が事業用地として、県、市町村、民間事業者等へ売却せざるを得ない事態が想定されている。</li> <li>・復興拠点等の整備等を早期に着手し、帰還困難区域の全てを避難指示解除し、将来の当該区域での営農再開を支援していく。</li> </ul> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰還困難区域における復興拠点等の整備等が今後本格化する中で、避難指示解除を見据えた営農再開が見込まれる。</li> <li>・帰還困難区域等における営農再開を加速するためには、復興拠点等の整備等を早期に実施し、避難指示の解除が不可欠であり、また、農業者の営農再開意欲を低下させないようにしなければならない。</li> <li>・復興拠点等の整備等に当たっては、特例適用農地等がその事業用地として、県、市町村等を買収されることが予想されている。</li> <li>・納税猶予を継続させるためには、特例適用農地等の譲渡から 1 年以内に代替農地を取得しなければならないが、帰還困難区域等においては、譲渡から 1 年以内に代替農地が取得できないことから、取得可能となる時期（避難指示解除から 5 年以内）まで納税猶予を継続させる本特例措置は必要である。</li> </ul>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	
<p>ページ</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成25年12月閣議決定、平成27年6月改訂）</p> <p>3. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する  (2) 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実</p> <p>④ 農林水産業再生のための支援策</p> <p>避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるよう、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援しているところであり、引き続きこれらの取組を着実に推進する。（中略）</p> <p>さらに、<u>将来展望を持って、地域の農業が再生できるよう、市町村における農業者の意向の把握や地域農業の将来像の策定を支援するとともに、地域の実情を踏まえながら、その実現に向けて必要な支援に取り組む。</u></p> <p>《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》農業の持続的な発展（産業・人・生産基盤）</p> <p>《政策分野》担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	復興拠点等の整備等
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	上記政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置が適用されることで、復興拠点等の整備等を進め、早期の営農再開の実現に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	市町村の全域の避難指示解除がなされない間は、復興拠点等の整備等に係る事業用地に特例適用農地等を譲渡しても1年以内の代替農地の取得は不可能であり、代替農地の取得期間に猶予を与えることは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置の対象者は約 204 名いるところであり、それらの者の帰還と早期営農再開の実現に資する。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	—